

香川県広域水道企業団水道技術管理者及び水道技術管理補助者の設置等に関する規程をここに公布する。

令和3年3月19日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

香川県広域水道企業団企業管理規程第2号

香川県広域水道企業団水道技術管理者及び水道技術管理補助者の設置等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、水道技術管理者及び水道技術管理補助者の設置、職務等に関し必要な事項を定めるものとする。

(水道技術管理者の設置)

第2条 香川県広域水道企業団に、水道法（昭和32年法律第177号。次条において「法」という。）第19条に規定する水道技術管理者（以下「水道技術管理者」という。）1人を置く。

2 水道技術管理者は、香川県広域水道企業団布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第25号。第5条において「条例」という。）第4条に規定する資格を有する職員のうちから、企業長が任命する。

(水道技術管理者の職務)

第3条 水道技術管理者は、次に掲げる事項に関する事務に従事し、並びにこれらの事務に従事する他の職員に対し、技術上の指導及び監督を行う。

(1) 法第19条第2項各号に掲げる事項

(2) 前号に掲げる事項のほか、水道の管理についての技術上の重要事項

2 法第19条第2項第8号若しくは第9号に掲げる給水の停止（以下この項において「停止」という。）をしようとするとき、又は前項第2号に掲げる事項に関する事務に従事しようとするときは、水道技術管理者は、あらかじめ企業長にその旨を報告するものとする。ただし、特に緊急を要するため報告する時間的余裕がないことが明らかであると認める場合には、停止又は当該従事をした後に、企業長にその旨を報告することをもって足りる。

(災害等の場合の職務)

第4条 前条第1項に定めるもののほか、水道技術管理者は、災害、事故等が発生した場合その他非常の場合には、応急の給水及び速やかな水道施設の復旧を図るための技術上の業務の統括管理を行う。

(水道技術管理者の職務の代理)

第5条 水道技術管理者に事故があるときは、次条第1項に規定する水道技術管理補助者（条例第4条に規定する資格を有する者に限る。）のうちから企業長が任命した者が、その職務を代理する。

(水道技術管理補助者の設置等)

第6条 水道技術管理者の職務を補助させるため、計画課、浄水課、工務課及び水質管理課並びに各ブロック統括センター及び広域送水管理センター（第3項において「センター」という。）に、それぞれ水道技術管理補助者1人以上を置く。

2 水道技術管理補助者は、課長補佐及びこれに相当する職以上の職にある職員のうちから、企業長が任命する。

3 水道技術管理補助者は、水道技術管理者の命を受けて、特定の事務を処理するほか、第3条第1項各号に掲げる事項に関する事務に従事する他の職員（センターに置かれる水道技術管理補助者にあつては、その所属するセンターの職員に限る。）に対し、技術上の指導及び監督を行う。

4 水道技術管理補助者は、前項の職務の執行の状況について、水道技術管理者に定期及び臨時の報告を行うものとする。

5 前項に定めるもののほか、水道技術管理補助者は、第3項の職務で、取扱い上異例に属するものその他内容が重要であり、水道技術管理者の指示を受ける必要があると認められるものを行おうとするときは、あらかじめ水道技術管理者にその旨を報告し、及びその指示を受けなければならない。

6 計画課に置かれる水道技術管理補助者を、総括水道技術管理補助者とする。総括水道技術管理補助者は、第3項の事務を総合調整する。

(庶務)

第7条 水道技術管理者の庶務は、計画課で行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、水道技術管理者及び水道技術管理補助者に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際現に水道技術管理者又は水道技術管理補助者である者は、それぞれこの規程の施行の日に、第2条第2項又は第6条第2項の規定により水道技術管理者又は水道技術管理補助者として任命されたものとみなす。